

対馬市社会福祉協議会

第4期 基盤強化・活動中長期計画

『誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり』

～市民に信頼される社協を目指して～

令和4年12月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

対馬市社会福祉協議会第4期基盤強化・活動中長期計画策定委員会

あいさつ

対馬市社会福祉協議会では、平成30年11月に策定した「第3期基盤強化・活動中長期計画」の5か年計画を1年短縮し、地域福祉事業、組織機構、財源確保、介護保険事業の経営等、混在する課題解決に向け、「第4期 基盤強化・活動中長期計画」の策定を行いました。

対馬市の人口減少は続き、地域は、少子高齢化と核家族化により、高齢者や障がい者の問題、子どもたちをめぐる課題等がますます複雑化し、家族や地域の絆が弱まってきております。

そのような中、介護保険制度の改正、福祉を取り巻く諸制度の整備等、社会福祉協議会への役割はますます高まるとともに、誰もが安心して住み続けることができる地域社会づくりへの取り組みが期待されています。

「誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり」

～市民に信頼される社協を目指して～

を目標に、役職員一同、積極的に事業展開を行っていくところであり、この計画により市民に身近で、信頼される社会福祉協議会づくりを目指して、努力していく所存でありますので、市民の皆様また対馬市をはじめ、関係者、関係団体の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の方々をはじめ、ご協力をいただいた関係機関の皆様には心から感謝申し上げますとともに、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年12月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

会 長 松 井 旦 壽

委員長あいさつ

近年、我が国の社会福祉を取り巻く環境は、著しく厳しい状況下におかれています。国の社会福祉政策を講じながらも、少子高齢化の歯止めも利かずに将来の展望は、先の見通しがつかないようです。

さて、対馬市は、6町の合併から18年を経過し、地域産業や就業率の低迷から若者が島外へ流出し、また地域の過疎化が著しく数多くの福祉課題が山積しております。

こうした福祉課題の解決に向けて協議を重ねながら、対馬市社会福祉協議会は、5か年計画の「第3期 基盤強化・活動中長期計画」を1年短縮し「第4期基盤強化・活動中長期計画」を策定しました。

「基盤強化・活動中長期計画」は、この法人の組織基盤を強化するため、現在の事業の在り方を専門的視野から考察しながら、対馬市社会福祉協議会の数多くの運営課題を十分に協議し、これからの事業展開の在り方を中長期計画にまとめて策定いたしました。

また、対馬市社会福祉協議会の事業目的を十分に果すための計画であり、無理なく確実に実行していくことが大切です。

社会福祉法の第109条には、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として役割が明示されており、このことから今後は、少子高齢化と過疎化の進行が顕著になるため、対馬市民個々の尊厳に理解を示し、地域福祉の向上のために期待に応える義務と責任があると思います。

対馬市社会福祉協議会は、急速に変化する保健・医療・福祉の動向を注視しながら、対馬市民の福祉の現状を調査・研究し、関係機関との連携を密にしながら地域福祉の推進のために一層の努力をしていかなければなりません。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご支援ご協力を頂きました策定委員の皆様をはじめ、対馬市社会福祉協議会の役職員の皆様、福祉・医療関係者等の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年12月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
第4期基盤強化・活動中長期計画策定委員会

委員長 柴田 孝文

(目次)

序章 対馬市社会福祉協議会	
第4期基盤強化・活動中長期計画策定にあたって	・・・ 4
第1章 対馬市社会福祉協議会の現状と課題	・・・ 7
1) 法人運営部門	
2) 地域福祉活動推進部門	
3) 福祉サービス利用支援部門	
4) 在宅福祉サービス部門	
5) その他	
第2章 基本理念・基本構想	・・・ 16
基本理念	
基本構想	
第3章 基本計画	・・・ 20
第4章 実施計画「年次計画」	・・・ 23
参考資料	
策定委員会設置要綱	・・・ 39
策定委員会名簿	・・・ 41
策定委員会スケジュール	・・・ 42

序 章

対馬市社会福祉協議会

第4期 基盤強化・活動中長期計画の策定にあたって

対馬市社会福祉協議会第4期基盤強化・活動中長期計画策定にあたっての計画策定の基本事項である計画策定の目的、計画の性格と役割、計画の期間、計画の構成、計画の推進体制、他の計画との関係、計画の見直しと進行管理について示します。

基本事項

1) 計画策定の目的

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条により地域福祉を推進する団体として位置づけられた民間の社会福祉法人です。

さて、対馬市社会福祉協議会（以下「対馬市社協」という。）は、平成21年10月に第1期基盤強化・活動中長期計画を策定し5カ年計画で事業を推進し、平成28年2月に第2期基盤強化・活動中長期計画の最終答申を行ないました。

また、平成27年3月に市民の活動である第2期対馬市地域福祉活動計画が策定され平成30年3月には対馬市と一体となり第3期対馬市地域福祉活動計画が策定されました。

第3期基盤強化・活動中長期計画は令和元年度から令和5年度までの5か年計画ではありますが、計画期間を1年短縮し、対馬市社協の地域福祉事業、組織機構、財源確保、介護保険事業（指定管理）の経営等、混在する課題の整理、見直しを行い、市民に信頼される社協活動の展開を図りたいと考えています。

対馬市内の経済情勢が厳しい中、補助金の増額や委託事業の受託、また自主財源確保のための介護保険事業等収益的事業の減収により、事業運営が危うい状況に陥っています。

このような状況の中で、今後の対馬市社協の展望を見据え、第3期基盤強化・活動中長期計画からの更なる進展を図り、対馬市の地域福祉の推進のため対馬市社協の基盤を強化する事が急務であると考え、財源確保や組織機構、介護保険事業（指定管理）の経営を重点的に見直す為の第4期基盤強化・活動中長期計画を策定し、「第4期対馬市地域福祉活動計画」と両輪を形成して、対馬市の地域福祉の向上を目指すことを目的とします。

2) 計画の性格と役割

- (1) この計画は、対馬市社協本体の安定した維持運営のための組織、財政、事務局体制等の今後の在り方を示す「対馬市社協発展強化計画」の性格を有しています。
- (2) この計画は、「地域福祉活動計画」の実現に向けて、対馬市社協の目標や役割を明確にするとともに、地域福祉を総合的に推進するための「対馬市社協活動計画」として位置づけます。
- (3) この計画は、対馬市社協の自主財源確保のため、従来 of 事業活動の見直し、充実を含む収益的事業の取り組みについての基本方針を示します。

3) 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

4) 計画の構成

この計画は、「現状と課題」「基本理念・構想」「基本計画」「実施計画（年次計画）」の4つの章で構成しています。

第1章 「現状と課題」

対馬市社協の現状と課題を示すものです。

第2章 「基本理念・構想」

社協が目指すべき活動の方向性を踏まえ、対馬市社協のあるべき姿を基本構想として示すものです。

第3章 「基本計画」

基本構想の実現を図るため、対馬市社協において推進すべき事業・活動及び基盤整備等の達成すべき目標を示すものです。

第4章 「実施計画（年次計画）」

基本計画実行のための推進項目の設定や具体的な実施事業・活動及び基盤整備等の年次計画を示すものです。

5) 計画の推進体制

この計画の実施主体は対馬市社協であり、対馬市行政をはじめ福祉施設等関係機関、NPO・ボランティア団体、さらには対馬市民すべての参加と協働により推進するものです。

6) 他の計画との関係

この計画の実施にあたっては、対馬市の「対馬市地域福祉計画」及び対馬市社協の「対馬市地域福祉活動計画」などとの関連に配慮します。

7) 計画の見直しと進行管理

この計画は、地域福祉を取り巻く情勢を勘案し、定期的な評価を行いながら推進します。

第 1 章

対馬市社会福祉協議会の現状と課題

対馬市社会福祉協議会の現状と課題を示すものです。

対馬市社会福祉協議会の現状と課題

ここでは、対馬市社協の課題について平成15年3月に全社協より提出された「市区町村社会福祉協議会経営指針」の「市区町村社会福祉協議会の事業体制及び事業内容」で示された4つの部門「法人運営部門」、「地域福祉活動推進部門」、「福祉サービス利用支援部門」、「在宅福祉サービス部門」に分け整理しました。

1) 法人運営部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門

(1) 財源確保

① 公費財源

対馬市社協の公費財源は、法人運営のための運営費、行政より事務受託を受けている対馬市シルバー人材センターの運営費の補助金及び指定管理制度により管理委託を受けているセンターの管理運営費、在宅福祉事業を中心に展開している事業の委託料です。

その中で、法人運営の運営費補助金については、社協運営及び地域福祉活動の推進を担当する事務系正規職員人件費の全額と必要とする事務物件費を、対馬市社協が自主的に行う介護保険事業等在宅福祉活動の収益で補い、それでも不足する事務物件費を行政へお願いしております。

安定的な公費財源を求めるには、市民が求める社協活動を展開し、市民にも行政にも社協の存在価値をアピールできる活動が必要であり、そのためには、令和4年度に策定される「第4期地域福祉活動計画」に即した社協活動が必要であると考えています。

② 民間財源

本会の民間財源は、社協会費、寄付金及び共同募金配分金で多くの市民から得た地域福祉活動推進のための財源です。

社協はこういった財源を有効活用し、地域福祉を推進する団体として『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を推進することを使命とし、

- 1) 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

を理念とし、こうした事業を展開するために、

- 1) 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、情報公開や説明責任を果たす。
- 2) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。

といった組織運営を行うとされています。（「市区町村社協経営指針」参考）

長引く不況、少子高齢化、生産人口の流失により、民間財源は年々減少している状況です。しかしながら、先に掲げたような事業展開や組織運営を行い、市民にアピールすることが信頼される社協となり、民間財源の確保にもつながっていくのではないかと考えられます。

平成28年度に将来にわたる財政の健全な運営と活動基盤の維持及び不時の支出に備える為に財政調整基金を新設し、また、善意銀行基金を有効に活用出来るように規程の改定を行いました。

《会員制度について》

会員制度は、地域福祉活動を推進する団体としての社協の趣旨、目的に賛同する個人や団体が、その構成員となり社協活動を支援することを目的として制度化されたもので、本会においては、個人会員として「一般会員」、「賛助会員」及び団体会員として「団体会員」「法人会員」「地区会員」として実施しています。

特に住民会員である一般会員は、社協会員の性質が、会費の納入によって資格・権利を生ずるものではなく、地域福祉の推進や社協事業に賛同し会費を納入する「賛助会員」的な性格を有するものであります。

また、会費の徴収については、社協自らが市民に対して推進活動を行うのが本来の姿であると思われませんが、現在の組織体制では非常に困難で、行政の協力のもと各自治組織の区長にお願いしているところであり、積極的に各自治組織へ出向き、会費の用途等の説明を訴える必要があると考えます。

併せて、対馬で生まれ、対馬で育った方々で、家族を残し対馬を離れ生活している方も対馬の人口の何倍にもなっていると思います。そういった方に対し、賛助会員（ふるさと会員）としての入会を周知するため交通機関、お土産店等にパンフレットを置いて頂いたり、東京対馬会でのパンフレットの配布を行い会員増に努めております。

③ 事業収入財源

事業収入財源は、対馬市社協の自己責任によって行う事業により得た収入であり、介護保険事業等の収入がそれにあたります。

在宅福祉サービスの実施にあたっては、事業としての採算性の確保に努力し、適切な収益の確保に努め、事業収入によって得た収益は、法人運営部門の事業経

費の一部を適切に按分し、事業管理費として負担するとともに、社協が実施する福祉サービスの開発に結びつけることが重要であり、また、事業を継続的かつ安定的に実施していくための資金の保留も必要となります。

しかしながら、対馬市社協が実施している在宅福祉事業は、度重なる介護保険法の改正により経営が安定せず、保留してきた資金を持って耐えしのいでいるのが現状です。

対馬市社協が当該事業を行う意義・目的を再確認し、継続実施に向けての可能性を示唆しながら検討していく必要があります。

(2) 組織・体制

① 事務局体制について

第3期基盤強化・活動中長期計画で1本所3支所体制という答申が出され、令和3年4月から1本所3支所体制で業務を遂行しており、支所廃止により支所機能は無くなりましたが、窓口機能を存続する事で市民へ不利益にならないように努めております。

地域福祉活動の推進を行うためには、住民の活動の拠り所としてできるだけ小地域ごとに拠点を設けることが重要ではありますが、職員が現地へ出向き訪問型で対応して行きたいと考えております。

今後の定年退職等に備え、計画的な人員補充が出来るよう行政へ働きかけ、地域福祉事業の質と量を落とさず事業推進を行う必要があります。

② 役職員の意識改革

昨今の複雑多岐にわたる福祉ニーズに対応するため、社協職員の専門性が求められており、資格取得のための助成制度等の活用や独自研修事業の開催及び県社協等で行われる役員や職員研修への積極的な参加が必要となってきます。

また、組織の広域化に加え、多種多様な福祉ニーズに対応する為に年々増加する施策、役員等の責務も大きくなっています。単なるあて職ではなく、福祉活動に対する専門性や経営理念を持った人材の登用が必要と考えられます。

2) 地域福祉活動推進部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた地域福祉の取り組みを計画的、総合的に推進する部門

(1) 福祉課題の把握・新たな福祉サービス等の企画

地域福祉活動の推進を目的とした事業を行うための財源の主なものは、社協会費、寄付金、共同募金配分金等であり、市民が納得のいく社協活動の展開が必要です。

そのためには、地域福祉活動の推進に対する本所及び支所の役割を明確にし、

小地域での福祉ニーズあるいは対馬市全体としての福祉ニーズを把握し、令和4年度完成の「第4期地域福祉活動計画」と照らし合わせながら、地域の実情に合った柔軟かつ住民参加を基本とした福祉サービスを展開していくことが必要です。

また、社協活動の透明性の確保あるいは福祉活動への住民参加の観点からも、福祉サービスの企画段階から市民が参加できるシステムの検討も必要です。

(2) ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育・啓発活動

① ボランティア市民活動センター機能の充実強化

地域福祉活動の推進を、総合的に展開するためにも「ボランティア・市民活動センター」は必要不可欠であり、その機能の充実強化が必要です。

- 1) ボランティアコーディネーター等専門性を持った職員の確保
- 2) ボランティア活動や市民活動の人材の育成及び組織化の推進・支援
- 3) ボランティア登録の推進
- 4) ニーズ把握の強化

また、阪神・淡路大震災を契機として、近年各地で地震等災害が頻発している中で、全国的に災害ボランティア事業の推進が図られています。

九州管内で発生した災害に対して県社協等の要請に基づき、災害ボランティアセンター運営スタッフとして職員を派遣しており、いつどこで発生するか分からない災害に対して日頃からの意識付けが必要であると思います。

対馬市内においても毎年のように水害が発生している状況でありますので、対馬市内で発生した災害に備えるため、災害ボランティア登録制度を創設し登録者を募っている状況です。

② 福祉教育の推進

地域福祉活動の推進を図るには、就学時から福祉活動について関心を持たせるとともに、小地域の中で地域全体が福祉について考える機会をつくる「ふれあい学習」的要素を持った事業展開が必要です。

ふれあい学習推進事業と連動して『あいさつ+1（プラスワン）運動』は地域から高い評価を受け、対馬市全体へと事業展開が図られ、各地区特色の有る事業が行われており、教育委員会等関係機関との連携を密に進められております。

(3) 住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整

社協の持つ中立公平な立場で事業を展開するためには、住民組織や民生委員・児童委員、社会福祉施設、福祉活動・福祉サービスを実施する市民活動団体や民間事業者、その他あらゆる団体・組織との連携を密にし、情報を共有する必要があります。

また、本会においては、老人クラブ、身障協会、手をつなぐ育成会の福祉3団体の事務局を担当しており、これらの団体については、当事者の自主組織であり

自主運営が基本ではありますが、対馬市社協の良き理解者であり、強力なサポーターです。しかしながら、市の連合組織を含め合計17団体の業務は、年中多忙で職員にかなりの負担がかかっていることは事実であります。

今後は、自主運営に向けての人材の育成、福祉団体の会員で出来ることは会員で行う等、事務分掌の棲み分け、会員増強等団体の組織力、基盤強化のための協力、近隣町同士での会の合併等、支援を行う必要があります。

3) 福祉サービス利用支援部門

福祉サービス利用者の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援、情報提供・連絡調整を行う部門で、本会においては、「権利擁護センターつしま」、「無料法律相談」や「心配ごと相談」の各種相談事業、「対馬市福祉資金貸付事業」、「県社協貸付事業の相談・受付業務」、「生活支援コーディネーター事業」、「子育て支援事業」を行っている部門

(1) 「権利擁護センターつしま」の運営

県社協の受託事業である日常生活自立支援事業だけでは支援することができないニーズに対応するため、令和元年度より「権利擁護センターつしま」を開設し、法人後見事業及び生活あんしんサポート事業を実施しています。

法人後見事業については、利用者が増加傾向にあり、事務の煩雑さや法的課題を抱えた対応も必要となっています。そのため、職員だけでは難しく、弁護士などの専門家との連携を進めている状況です。

また、令和3年度より成年後見制度利用促進基本計画における中核機関について、対馬市より運営の一部を受託し、地域連携ネットワークを構築しながら、受任者調整や親族後見人の支援を行っています。

本事業は、知的障がいや精神障がいを持つ障がい者及び認知症高齢者を対象とした事業であり、利用者本人の意思決定支援を行いながら本人の満足できる支援を目指すため、相談支援にかなりの時間を要し、職員の負担も増大しています。

この課題を解決するため、職員の確保はもとより、将来的に市民後見人として独立して活躍していただくための成年後見支援員養成講座を実施し、まずは講座修了者が日常生活自立支援事業の生活支援員として実績を積んでいただく活動を始めています。

(2) 「地域総合相談・生活支援システム」の構築

相談事業について、弁護士による「無料法律相談」は、専門性が高く直接解決に結びつけることが可能なので、利用者が多く事業効果も上がっています。

社協職員が対応する「心配ごと相談」は、介護から貸付資金まで、多種多様な相談に対応し、各専門機関に繋ぐ役割を担っており、職員の相談対応能力が求め

られています。

また、相談事業は、福祉ニーズの把握あるいは市民の悩み解決の場として「第4期地域福祉活動計画」においても事業の強化が望まれ、また、市民の悩みごとも複雑多岐にわたっていますので、今まで以上に下記事項の充実強化が必要と考えます。

- ① 他の相談事業実施関係機関との連携強化
- ② 相談内容による専門性の強化
- ③ 相談体制の充実強化

市内の嫁不足は、深刻な社会問題で行政と一体となり年間3回程度の「めぐりあいイベント」の実施等、出会いの場の提供を行っております。

また、昨今はコロナ禍により少人数での出会いの場、個別の見合いのニーズが高く成婚への期待も高くなっています。

(3) 資金貸付事業

資金貸付事業については、県社協が実施する生活福祉資金等の相談・受付窓口として事務受託を請け事業展開しているほか、県及び市などが出資し積み立てられた「福祉資金」を原資として、自立更生を目的に生活困難者に貸し付ける「対馬市福祉資金貸付事業」を実施しています。

本制度は、自立更生を目的としているが、近年、市内の雇用情勢が悪化し年々増加している生活保護世帯の一時的な出費に対する貸付件数が増加しています。

新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施していました。

(4) 生活支援コーディネーター事業

平成29年4月から受託を開始した「生活支援コーディネーター事業」は、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続するために必要となる多様な生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合い体制づくりを推進する目的として事業展開を行っております。

(5) 子育て支援事業

支援対象児童等見守り強化事業は、市内のひとり親家庭等のうち、見守りが必要な子供がいる家庭に対し、食材等の配達を通じて、子供等の安否確認や面談などにより見守りを継続し、必要に応じて専門的支援機関へつなぐことで虐待等のリスク軽減を図ることを目的に令和3年1月から事業受託を行っており、令和3年4月からは、地域において育児の援助を行いたい者と育児を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を支援するファミリーサポー

トセンター事業を受託し、一体的に子育て世帯の支援を行っております。

4) 在宅福祉サービス部門

介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供する部門で、本会においては「身体障害者訪問入浴サービス事業」、「外出支援サービス事業」の対馬市受託事業及び障害福祉サービス事業・介護保険事業・障害者相談支援事業を実施している部門

(1) 対馬市受託事業

対馬市受託事業の「身体障害者訪問入浴サービス事業」及び「外出支援サービス事業」は、合併前の厳原町で実施されていた事業で、現在、身体障害者訪問入浴サービス事業は対馬市全体の利用者に対応し事業展開を行っております。

外出支援サービス事業は現在でも厳原支所で運営され厳原町地域を中心にサービスの提供を行っており、利用者減少に加え、車両の老朽化、全市拡大等、事業継続について行政と協議していく必要があります。

(2) 障害福祉サービス事業・介護保険事業・障害者相談支援事業

対馬市社協における在宅福祉サービス事業は、1997年の介護保険法の成立2000年実施から、利用者本位のサービス提供を目的にサービス事業者の競争の原理がもちいられ20数年が経過し、きめ細かなサービスが求められています。

このような中で、法人運営部門の財源確保の項で前述したように事業収入として一定の採算性を持った効率的な運営が求められますが、介護保険制度や障害者総合支援法などの制度改革が頻繁に行われるので、収支が不安定な状況です。

《社協らしい在宅福祉サービスへ向けて》

- 1) 利用者の立場に立った高品質なサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応に積極的に取り組むなど、地域住民から信頼される公共性の高いサービスの提供
- 2) 在宅福祉サービスは、在宅で暮らす高齢者や障がい者がサービス対象であり、そういった方々の福祉ニーズ発掘の場である。本来の事業である地域福祉の推進あるいは地域の福祉サービスの向上につながる事業運営
- 3) 管内の在宅福祉対象者やサービス事業者等事業資源を再確認し、対馬市社協として実施すべき事業量を再検討し、それに見合った事業所及び職員の配置
- 4) 在宅福祉サービスの現状を再確認し、経営理念を持った役職員の意識改革

とはいえ、在宅福祉サービスは、サービス事業者の競争原理が基本であります。

市内の生産年齢人口が減少している半面、サービス対象者は増加傾向にあり、市内のニーズは増大している状況ですが、サービスの量・内容等、市内各地において偏りが目立ちつつあります。

5) その他

(1) シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業は、元気高齢者の人材活用、社会参加及び生きがいづくりを目的に合併前の巖原町で設置され、平成30年度から全市拡大へ向け各町で説明会等を開催し、平成31年度から全市拡大に伴い、巖原町に加え、中地区、上地区にも拠点を設け、行政と協議を行いながら法人化へ向け準備を進めております。

第 2 章

基本理念・基本構想

社協が目指すべき活動の方向性を踏まえ、対馬市社協のあるべき姿を基本構想として示すものです。

基本理念

『誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり』

～市民に信頼される社協を目指して～

対馬市社協は、「対馬市地域福祉活動計画」を基本とし、市民並びにあらゆる関係者、関係機関の参加と協働のもと、地域福祉活動を推進することにより、「誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり」の実現にむけた活動を展開し、市民から期待され信頼される対馬市社協をめざします。

ふだんの
くらしの
しあわせ

基本構想

近年、少子・高齢化が急激に進行するとともに、世界的な経済不況の影響、あるいは、地方分権や三位一体改革による地方行政の財政状況の悪化等の影響を受け、住民の生活環境の変化に伴い、福祉ニーズは、多種・多様化の一途をたどっております。特に対馬地域におきましては、地元業者等の倒産が相次ぎ、働き盛りの若い世代の人たちが雇用の場を求め、島外に流出し、過疎化が進行、高齢者のみ世帯が急増している中で、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域社会を実現するためには、市民や関係者がお互いに手を取り合った協働による「地域福祉活動」が重要となってきます。

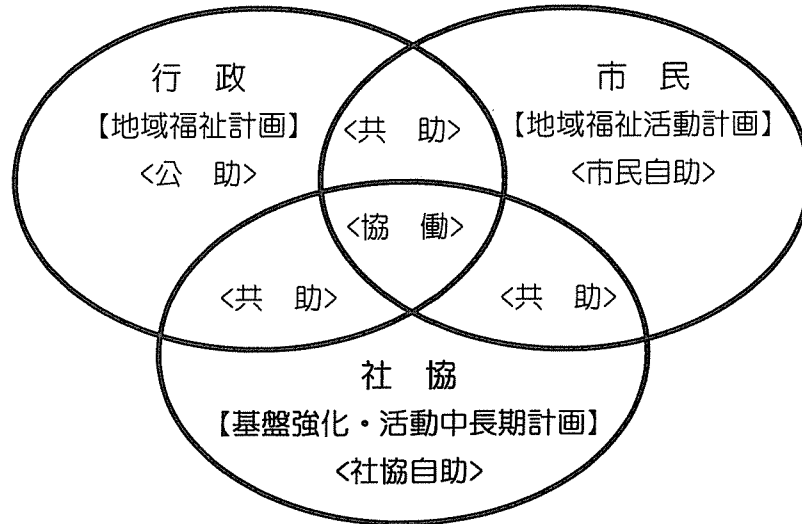
このような現状を踏まえ、社協は地域福祉を推進する団体として、小地域での福祉課題やニーズの掘り起こしを行い、市民主体に基づいた社協活動の展開が必要となります。

対馬市社協では、対馬市により策定された行政計画である「対馬市地域福祉計画」並びに本会が中心となって策定した市民の活動計画である「対馬市地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進する団体として、対馬市社協のあるべき姿の再確認を行いながら、社協活動の強化及びそのための社協基盤の強化を計画的に行うことにより基本理念である「誰もが安心して幸せに暮らすことのできる対馬^{しま}づくり」の実現をめざします。

基本理念実現のための対馬市社協の重点目標

- ① 小地域での福祉課題・ニーズの発掘ための相談事業等生活支援体制の強化
- ② 福祉人材の確保と資質向上の推進
- ③ 市民活動・ボランティア活動の推進・支援
- ④ 市民参加と協働のためのネットワークの構築
- ⑤ 関係機関・団体との連携強化と連絡調整機能の充実
- ⑥ 社協らしい在宅福祉サービス活動の検討
- ⑦ 地域包括ケアシステムの推進
- ⑧ 対馬市社協の財政基盤・組織・事務局体制の強化

地域福祉推進のための体系



第 3 章

基 本 計 画

基本構想の実現を図るため、対馬市社協において推進すべき事業・活動及び基盤整備等の達成すべき目標を示すものです。

基本計画

社協の構成は、多くの市民の参加による市民会員が基本で、市民の理解とご協力により成り立っています。言いかえれば、社協の基盤は市民であり、市民に信頼されることが基盤強化につながるものと考えています。

そのために

- ① 地域福祉活動計画の実現に向けた社協活動の展開
- ② 安定した財源確保のための信頼される社協づくり
- ③ 市民に信頼される社協運営のための体制整備

以上の3つの柱を基本とし基本計画及びそれに対する実施計画を検討しました。

基本計画 ①

誰もが安心して暮らすことができる

福祉の対馬^{しま}づくりをすすめます

対馬市では、対馬市社協と一体的に「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定中であります。

今後は、対馬市の地域福祉活動の中核として「地域福祉活動計画」の実現に向けた社協活動を展開することにより、誰もが安心して暮らすことができる対馬づくりをすすめます。

基本計画 ②

市民に信頼される社協づくりをめざし

安定した財源の確保に努めます

社協は、

- ① 市民の会費、寄付金、募金等を中心とした民間財源
- ② 行政からの補助金や委託料を中心とした公費財源
- ③ 社協自らの事業展開により得られる事業収入財源

により事業運営がなされています。

対馬市社協は、このような財源の効率的な活用を行うため、事業の評価や見直しを行うとともにその用途の透明性を図りながら、市民や行政に信頼される社協づくりを行うことにより、民間財源や公費財源の安定的な確保を目指すとともに、健全な運営に努めます。

基本計画 ③

市民の参画と安心・安全な社協運営のシステム作り

積極的に社協事業が展開できる体制整備に努めます

社協は、多くの市民会員で構成されているのに合わせて、税金による補助金等や、会費、寄付金等市民からの財源での運営が基本です。言い換えれば対馬市における福祉のまちづくりについて、市民から負託されていると考えても過言ではないと思います。対馬市社協は、公共性の高い民間社会福祉法人として市民から信頼され、市民が安心して福祉のまちづくりを負託できるよう、安心・安全で適確な社協運営に努めるとともに、その運営に市民が参画できるシステム作りに努めます。

また、積極的に社協事業を展開するために、効率的、機能的な事務局・職員体制の整備に努めます。

第 4 章

実施計画「年次計画」

基本計画実行のための推進項目の設定や具体的な実施事業・活動及び基盤整備等の年次計画を示すものです。

本編図表(年次計画)中の矢印は、
細い実線(●→)：継続実施事項
太い実線(●→)：新規実施事項
破線(●- - - - ->)：検討事項
を表します

実施計画

基本計画 ①

誰もが安心して暮らすことができる

福祉の対馬^{しま}づくりをすすめます

実施計画 1)

ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育の推進に努めます

① ボランティア・市民活動センターの充実強化

市民主体の福祉活動を推進するため、ボランティアや市民活動に対する人材を育成するとともに、ボランティアや市民活動の相談・斡旋活動の充実強化を図ります。

実施項目	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
ボランティア養成講座	継続		見直し			
災害ボランティアの養成	継続		見直し			
ボランティア登録の推進・台帳整理	継続		見直し			
ボランティアニーズ・要援護者調査の実施・台帳整理	継続		見直し			
対馬市民ボランティア連絡協議会の運営	継続		見直し			
共同募金配分金助成事業の推進 (赤い羽根・歳末)	継続		見直し			

② ふれあい学習の推進

地域での福祉課題を共有し、課題解決に向けて地域住民が協働で取り組むために各町に「ふれあい学習推進協議会」を設置するとともに、福祉教育を推進します。また、各種交流活動を推進し地域住民のネットワークの構築を図ります。

実施項目		2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
ふれあい学習推進協議会の設置	厳原	継続		見直し			
	美津島	継続		見直し			
	豊玉	継続		見直し			
	峰	継続		見直し			
	上 県	継続		見直し			
	上対馬	継続		見直し			
福祉推進校指定事業	継続		見直し				
福祉体験学習インストラクター養成講座	継続		見直し				
福祉出前講座等市民向け講習会の開催	継続		見直し				
各種交流事業の推進	継続		見直し				

実施計画（2）

市民が安心して暮らせるよう総合相談事業や生活支援事業を行うとともに、情報の提供に努めます

① 総合相談事業の充実強化

市民個々の生活課題や悩みごとの相談を受け、課題解決に向けた支援やアドバイスを行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
無料法律相談	継続 ●		見直し		→	
心配ごと相談	継続 ●		見直し		→	
結婚相談	継続 ●		見直し		→	

② 「権利擁護センターつしま」の運営

福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援が必要な高齢者や障がい等がある方やそのご家族に対し、権利擁護サービスを行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
成年後見等受任 業務	継続 ●				→	
生活安心サポ ート事業	継続 ●				→	
中核機関の受託 (対馬市受託)	継続 ●				→	
日常生活自立支 援事業の受託 (県社協受託)	継続 ●				→	

③ 福祉資金貸付事業等の実施

生活困難等のため、自立更生に必要な資金を得ることができない市民に対して資金を貸し付けることにより、自立更生を支援します。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
福祉資金貸付事 業(独自)	継続 ●				→	
生活福祉資金貸 付事業等の受託 (県社協受託)	継続 ●				→	

④ 外出支援サービス事業

外出支援サービス事業は、民間移譲が好ましいと判断出来るので、委託契約の更新は行わないこととする。ただし、事業を受託する事業者が無く、行政から外出支援サービス事業を本会へ委ねる状況となった場合は、現状の経営状況並びに今後の収支見込等を踏まえ、十分な財政支援が得られるよう行政へ働きかけを行った上で事業継続することが望ましいと思います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
外出支援サービス事業	● 民間移譲 継続				→	

⑤ 子育て支援事業

支援対象児童等見守り強化事業、市内のひとり親家庭等のうち、見守りが必要な子供がいる家庭に対し、食材等の配達を通じて、子供等の安否確認や面談を行い、見守り活動を継続します。

ファミリーサポートセンター事業、地域において育児の援助を行いたい者と育児を受けたい者を会員として登録し、会員相互の育児に関する援助活動を支援します。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
支援対象児童等 見守り強化事業	● 継続				→	
ファミリーサポ ートセンター事 業	● 継続				→	

⑥ 障害福祉サービス事業・介護保険事業・障害者相談支援事業

介護保険法・障害者総合支援法に基づき、介護サービスを行うことにより、自宅で暮らす介護が必要な高齢者や障がい者の住み慣れた我が家での生活を支援します。ただし、度重なる介護保険法の改正により厳しい経営状態が続いており、とりわけ通所介護事業所「喜多の苑・御嶽の里」に関しては、平成30年度末で「御嶽の里」の指定管理が終了し、「喜多の苑」は指定管理申請を行う法人が無く、行政から喜多の苑の経営を本会へ委ねる状況となり、令和3年度から1年更新の最長3カ年の委託事業としての事業を実施し令和5年度末で終了となります。

訪問介護事業も通所介護事業同様に厳しい経営状態ではありますが、要介護状

態となった場合の最初の介護サービスは訪問介護事業が主流であり、在宅介護には無くてはならないサービスです。

しかし、中地区訪問介護事業所は赤字傾向でありますので、3年後の見直し時期で状況が改善出来ていない場合は、事業所統合等の再協議が必要と思われます。

訪問入浴介護事業は看取り介護の観点から昨今は利用者が増え、経営状態は安定しており、市内全域へ拡がるニーズに対応する為、事業実施地域を市内一円へ拡大し、上対馬、上県、峰地区へのサービス拡大を行い事業継続する必要があると思います。

居宅介護支援事業は下地区地域のニーズ増へ対応する為、正規職員を公募し、下地区居宅介護支援事業所を2名体制から3名体制への増員を行うことによりニーズ増への対応と特定事業所加算の取得による収入増を図る事が出来ると思います。

また、中地区、上地区についても事業所の存続は必要であると判断致します。特定事業所加算を維持するには主任介護支援専門員の資格が必須ですので、正規職員へ資格取得を働きかけ安定した収入確保に努める必要があると思います。

障害者相談支援事業は、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行っており、障がい者（児）のニーズは多種多様で市内のサービスで対応できない場合は市外、県外の福祉施設へ繋ぐケースが増大しております。市内の障がい者（児）に対するサービスの種類・量を増やす検討が必要と思います。

全てにおいて、市民から信頼される公共性の高いサービスの提供を目指し、利用者拡大等に努めていきます。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
訪問介護事業	● 継続		見直し		→	
訪問入浴介護事業	● 継続		見直し		→	
通所介護事業	5年度末に委託契約終了。					
居宅介護支援事業	● 継続		見直し		→	
障害者相談支援事業	● 継続		見直し		→	
基幹相談支援事業 (対馬市受託)						

⑦ 生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備に向けて、地域住民の困りごとを発掘し、多様な団体等の定期的な情報共有、連携の強化及び協働により、資源開発等を推進し、地域の助け合いや支え合いづくりを推進します。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
生活支援コーディネーター事業	継続					

⑧ サロン事業、健康維持のための各種講習会の実施

高齢者や障害者、子育てを行っている方々等の各種サロン事業を行い、同じ悩みを抱えている方々の交流の場を設け生活課題の解決を支援するとともに、引きこもりの防止に努めます。また、市民の健康維持のための市民向け講習会を実施します。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
高齢者サロン	継続		見直し			
障害者サロン	継続		見直し			
子育てサロン	継続		見直し			
健康維持のための講習会の開催	継続		見直し			

⑨ 広報・啓発活動の充実

市民に対し、生活情報や各種行事、福祉制度などあらゆる情報を発信し、市民の暮らしを支援します。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
社協だよりの発行	継続		見直し			
社協ホームページの充実	継続		見直し			

対馬市 CATV の有効活用	● 継続		見直し			→
社協 Facebook の有効活用	● 継続		見直し			→

⑩ 見守り活動の実態把握と仕組みづくりの構築

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯などの増加により、孤独死などの問題が発生しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域の人々との交流や声かけなどの見守り活動が課題となっています。

地域の実情に応じた見守り体制の在り方について検討し、各種関係機関と連携しながら、地域見守りネットワークの構築を図ります。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
見守り活動の実態把握と仕組みづくりの構築	● 継続		見直し			→

実施計画（3）

社協と各種関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります

各種関係機関との連携を強化し、情報を共有することにより、地域福祉の推進に努力します

また、福祉団体の運営は当事者の自主運営が基本でありますので、福祉団体の会員で出来ることは会員で行う等、事務分掌の棲み分けを実施し、自主運営に向けての人材の育成、会員増強等団体の組織力、基盤強化のための協力支援、会員相互のための福祉活動の推進、支援を行う必要があります。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
対馬市関連部署との連携強化	● 継続		見直し			→
地域マネージャーとの連携強化	● 継続		見直し			→
民生委員・児童委員との連携強化	● 継続		見直し			→

福祉団体との連携強化	継続		見直し			

実施計画（４）

定期的に市民ニーズ調査を行い社協活動の評価・見直しを行います。

市民の方々が納得できる社協活動展開のため、市民アンケート・地区説明会・ワークショップの実施、市民の声を聞きながら、福祉ニーズの発掘を行うとともに、社協活動の点検評価を行い、定期的に社協活動の見直しを行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
市民アンケート・地区説明会・ワークショップ等の実施	実施	実施	実施	実施	実施	
地域福祉活動計画の見直し			中間見直し		第5次計画の策定	
基盤強化・中長期計画の見直し			中間見直し		第5次計画の策定	

基本計画 2

市民に信頼される社協づくりをめざし

安定した財源の確保に努めます

実施計画 (1)

民間財源・公費財源の安定的な確保を目指します。

① 会員制度の普及・啓発及び見直し検討を行います。

会員制度については、合併を機に対馬市全域で導入し、合併から10数年経過し、ようやく対馬市全域へ浸透しつつありますが、人口減少、経済不況と相まって、制度の趣旨が会員になることで何かの利益が得られるというのではなく、社協の活動に賛同し支援するという意味あいのものであり、加入に対して理解が得られにくく今後の推進が苦慮されるものと考えます。

社協会費は、社協の事業運営の大きな財源であり、その加入率は、社協が市民にどれだけ理解されているかの指標でもあります。

今後さらなる加入率の向上を目指し、社協の活動のPR、会費の使途等の啓発を図るとともに、地区等の集会の場での依頼など、地域へ出向き制度の趣旨を訴える必要があると思います。

また、地区会員制度等市民の加入しやすい制度への移行、対馬に生まれ対馬で育ち対馬を離れて生活している方の賛助会員(ふるさと会員)のPRに努めます。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
会員制度の普及・啓発	継続 ●————→					
地区会員制度の拡充	継続 ●————→					
賛助会員(ふるさと会員)の周知	継続 ●————→					

② 寄付金・基金の有効活用の検討を行います。

香典返しを中心に市内の福祉活動の財源への活用を趣旨に年間約3,500千円程度の寄付をいただいております。対馬市内の社会福祉事業の推進を図ることを目的に「善意銀行基金」として積立てを行い、その運用益の活用や取り崩しを行い福祉事業を実施しています。

現在、善意銀行基金の積立額は、約46,325千円でありそれに対する運用益は年間5千円程度となっています。

今後は、より有益な運用方法の検討及び寄付金の活用方法についての検討を行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
より有益な基金の運用	検討 ●	新規 ●				
より有効な寄付金の活用	検討 ●	新規 ●				

③ 共同募金事業への協力を継続します。

共同募金事業は、社会福祉法第112条により、地域福祉を推進するための募金活動として定められており、対馬市内においては、市内で募金された金額の約70%が対馬市内の地域福祉の財源として本会に配分されています。市内地域福祉活動の財源確保のため今後も共同募金事業への協力を行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
共同募金事業への協力	継続 ●					

④ 補助金の安定確保と新たな受託事業及び民間助成事業の研究を行います。


行政からの補助金は、人件費を中心とした社協運営費となっております。市民や行政に信頼される市民のための社協づくりを基本とし、さらなる補助金の安定確保に努めます。

また、市民の福祉ニーズの掘り起こしを行い、新たな受託事業や民間助成事業の研究を行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
補助金確保のための協議	継続 ●					
新しい受託事業の研究	継続 ●					
民間助成事業の研究	継続 ●					

⑤ 民間財源使途の透明性の確保に努めます。

会費・寄付金・募金等の民間財源は、市民が社協に負託した地域福祉推進のための財源です。市民が安心して負託できるよう使途を明確にし透明性を図るため、民間財源検討委員会を開催し、民間財源の有効活用を図ります。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備 考
民間財源検討委員会設置	継続 					

実施計画（２）

事業収入財源確保のため健全な自主事業の運営に努めます。

① 社協らしい在宅福祉サービス事業の展開により健全な運営に努めます

在宅福祉サービスは、介護保険法・障害者総合支援法にもとづき、対馬市社協の自己責任により運営を行っています。しかしながら、両法の改正等の影響が大きく近年では、厳しい経営状況が続いています。

今後は、

- 1) 利用者への高品質なサービスの提供
- 2) 地域福祉活動につながる在宅要介護者の福祉ニーズの把握
- 3) 社協活動のための財源確保

という、社協が在宅福祉サービスを行う意義を再確認し、

- 1) 利用者の立場に立った高品質なサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応に積極的に取り組むなど、地域住民から信頼される公共性の高いサービスの提供
- 2) 在宅で暮らす高齢者や障がい者など要介護者の福祉ニーズを発掘し、住民主体の福祉サービスの展開等地域福祉の推進につながる事業展開

など、社協らしい在宅福祉サービスの展開を目指すとともに、

- 3) 対象者やサービス事業者等事業資源の再確認による事業量の検討とそれに見合った事業所及び職員の設置の検討
- 4) 現状把握と経営理念を持った役職員の意識改革

など、在宅福祉事業の健全な運営に努めなければいけません。しかしながら前述のように、本事業の運営は厳しい現状であるのは間違いありません。対馬市社協が介護保険事業や障害者総合支援法を基本とした在宅福祉サービスを実施する目的・意義、また本事業に対する市内の社会資源をしっかりと確認し、今後の方向性の慎重な検討を行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
役員及び職員研修会の開催	継続					

② 地域ニーズに則した事業の研究を行います。

移り変わる地域ニーズに対応する為に新たな事業についての研究を行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
地域ニーズに則した新規事業の研究	継続					

基本計画 3

市民の参画と安心・安全な社協運営のシステム作り

積極的に社協事業が展開できる体制整備に努めます

実施計画 (1)

事務局体制の強化を図ります

積極的な社協事業を展開するために、効率的、機能的な事務局・職員体制の整備を図ります。

役職員の意識改革を強固に図ります。財源の重みを感じ緊張感を持ってスピーディーに業務を行います。

職員の資質向上のための研修会の開催や職員の専門性の向上のための資格取得支援制度を充実します。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備考
独自職員研修会の開催	継続 ●—————▶					
外部研修会への積極的な参加	継続 ●—————▶					
資格取得支援制度の充実	継続 ●—————▶					

実施計画（２）

理事会・評議員会機能の強化と各種検討委員会の設置について検討します。

理事会・評議員会機能の強化を図るため役員等研修会を開催するとともに、基本計画２で掲げた「民間財源検討委員会」など、理事や評議員、市民や行政等関係機関が一体となった各種検討委員会の設置等、市民が参画できるシステムの検討を行います。

実施事項	2023 (5年度)	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	備 考
社協役員等研修会の実施	継続 ●—————→					
各種検討委員会の検討	継続 ●—————→					

基盤強化・活動中長期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営に関する基盤強化・活動中長期計画を策定することを目的として、対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画の策定に関すること
- (2) その他、本会運営安定化のため必要と認められる事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係行政職員
- (2) 対馬市地域福祉活動計画策定委員
- (3) 対馬市民生委員・児童委員
- (4) 本会役員及び評議員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に本会会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から5年間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規定並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会総務・企画班に置く。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(委員会の特例)

2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

(要綱の失効)

この要綱は、計画の策定が完了した日をもって効力を失う。

対馬市社会福祉協議会

第4期基盤強化・活動中長期計画策定委員

氏 名	所 属 (職 名)
國 分 幸 和	対馬市福祉保険部 部長
長 里 正 敏	対馬市民生委員・児童委員協議会連合会 会長
宮 原 勝 美	対馬市社会福祉協議会 副会長
柴 田 孝 文	対馬市社会福祉協議会 評議員
安河内 涼 介	対馬ひまわり基金法律事務所 弁護士
立 花 義 也	対馬市老人クラブ連合会 会長
鍵 本 妙 子	NPO法人対馬郷宿 理事
阿比留 洋 五	対馬市社会福祉協議会 職員を代表する者

対馬市社会福祉協議会

第4期 基盤強化・活動中長期計画策定 スケジュール

年 月 日	内 容
令和4年9月26日 13時30分～	第1回 策定委員会 委員長、副委員長の選任について 第3期進捗状況について 基本事項、現状と課題について 課題検討 ①介護保険事業について
令和4年10月24日 13時30分～	第2回 策定委員会 課題検討 ①介護保険事業について 訪問介護事業所について 訪問入浴介護事業所について
令和4年11月28日 10時～	第3回 策定委員会 課題検討 ①介護保険事業について 居宅介護支援事業所について ②地域福祉事業について 外出支援事業について 計画素案の検討について
令和4年12月12日 10時～	第4回 策定委員会 計画素案の検討について 最終答申の確定について

対馬市社会福祉協議会 第4期基盤強化・活動中長期計画

発行元 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
長崎県対馬市豊玉町仁位 94-5
TEL 0920-58-1432 FAX 0920-58-1183
<https://tsushima-city-shakyo.jp/>